

令和5年12月7日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	深野	晃弘

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	馬場	浩義
市	民	牛島	憲治
健	康	坂田	智子
建	設	若杉	信嘉
教	育	平	武文
総	務	秋山	勲
人	事	丸山	隆
財	政	田中	和己
企	画	限本	興樹
定	住	高巢	雅彦
観	光	荒川	真美
新	庁	甲斐田	英樹
市	民	溝上	啓之
環	境	石橋	信輝
子	育	末崎	聡
健	康	末廣	英子
介	護	樋口	久美子
建	設	轟	研作
林	業	月足	和憲
第	一	木村	孝
第	二	堤	辰幸
学	校	栗山	哲也
教	育	轟	拓也
上	陽	石橋	武

議事日程第5号

令和5年12月7日(木) 開議 午前10時

日程

- 第1 一般質問
(質問の順序)
1 古賀邦彦議員
- 第2 議案審議
・質疑(委員会付託)
・討論
・採決
- 第3 花宗用水組合議会議員の選挙
-

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第2 議案審議

- 議案第84号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 八女市国民健康保険事業保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第87号 八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第88号 八女市営住宅設置条例及び八女市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 財産の取得について(八女市新庁舎備品(キャビネット)購入)
- 議案第90号 指定管理者の指定について(八女市ほたと石橋の館・八女市ホテルと石橋の里公園)
- 議案第91号 八女中部衛生施設事務組合の共同処理する区域の変更及び八女中部衛生施設事務組合同規約の変更について
- 議案第93号 令和5年度八女市一般会計補正予算(第8号)
- 議案第94号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2号)
- 議案第95号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)
- 議案第96号 令和5年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第3 花宗用水組合議会議員の選挙

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日、一般質問並びに議案審議となっております。最後まで慎重な審議をよろしくお願いいたします。

お知らせいたします。古賀邦彦議員要求の資料及び委員会・分科会日程表をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承を願います。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。5番古賀邦彦議員の質問を許します。

○5番（古賀邦彦君）

皆様おはようございます。議席番号5番、日本共産党の古賀邦彦でございます。一般質問の最後となります。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴席の皆様、お忙しい中ありがとうございます。ネット中継を御覧の皆様よろしくお願いいたします。

それでは、さきの通告により一般質問を行います。

まず1番目は、9月議会に引き続き、防災・水害対策について伺います。

本年7月豪雨の災害復旧に向けた作業状況及び今後の復旧計画についてお尋ねします。

続いて、防災・減災の視点からの治山、治水対策について伺います。

2番目は八女市の公的医療体制の確保について。

本年8月に策定された公立八女総合病院の再整備計画について、八女市としての基本的姿勢についてお尋ねをいたします。

一方で、市東部地域の医療体制の確保について、市の基本的姿勢について伺います。

3番目は小中学校の教育環境について。小中学校のクラス編制について、また、中学校教室の教育環境について、教職員の配置状況について、これに加え、9月議会に引き続き、小中学校教室及び体育館の冷暖房対策についてお尋ねをいたします。

詳細につきましては、質問席にて行います。

執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

す。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の本会議もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、防災、水害対策についてでございます。

令和5年7月豪雨の災害復旧に向けた作業状況及び復旧計画についてのお尋ねでございます。

今年7月の豪雨により被害を受けた道路や河川、農地、農業用施設、林道施設災害の復旧状況につきましては、特に市民生活に影響のある箇所から応急対策に努めてまいります。現在、国や県など関係機関の協力をいただきながら、本年12月まで実施される災害査定申請と並行して発注準備を進めてまいります。

次に、治山、治水対策についてでございます。

治山、治水対策につきましては、土砂災害の防止や水源の涵養などの公益的機能を有している森林の機能を発揮させるために重要であることから、適正な森林整備による保全を推進しています。森林の維持、造成に係る伐採につきましては、森林法において森林所有者等に対して事前に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出することを義務づけ、八女市森林整備計画の適合等に応じて伐採及び伐採後の造林の計画内容を遵守させることにより、適正な森林施策が確保されるよう措置をしているところでございます。

次に、公的医療体制の確保についてでございます。

まず、公立八女総合病院再整備計画についてでございます。

現段階におきましては、特別地方公共団体である公立八女総合病院企業団の企業団議会において議論がなされているものと認識をいたしております。

次に、東部地域の医療体制の確保についてでございます。

高齢化などに伴い、高度医療を提供する重要性はますます高まっていると認識いたしております。本市といたしましては、地域の医療体制をしっかりと支えていく所存でございます。

小中学校の教育環境についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○教育長（橋本吉史君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えをいたします。

3、小中学校の教室環境について、(1)小中学校のクラス編制についてのお尋ねです。

クラス編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき編制をしています。

現在の八女市立学校のクラス編制の状況は配信している資料のとおりでございます。

次に、中学校教室の教育環境についてのお尋ねです。

公立小中学校の普通教室の全国平均面積は64平方メートルとなっておりますが、八女市立中学校の教室面積は、ほとんどがこれと同等か上回っています。

次に、教職員の配置状況についてのお尋ねです。

本市におきましても、教員不足の状況があり、喫緊の課題であると認識をしております。そのため、教職員の負担軽減や働く環境の整備を推進し、常日頃より南筑後教育事務所や当該校長と連携して教員確保に努めているところです。

次に、冷暖房対策についてのお尋ねです。

本市では近年、猛暑などへの対策として普通教室及び特別教室への空調設置を行っており、新たに教室として利用する部屋についても設置を進めております。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（古賀邦彦君）

まず、防災、水害対策についてです。

本年7月豪雨の災害復旧並びに復旧計画策定に当たられている建設課をはじめ、関係職員におかれましては、まさに夏休み返上で激務の中、大変御苦勞をおかけしております。ぜひとも計画どおりに復旧が進むよう万全を期していただきたいと思っております。

次に、八女市における治山、治水対策について。

まず、流域治水対策について伺います。

本年8月8日の衆議院災害対策特別委員会において我が党の田村貴昭議員が、防災・減災を図るため河川整備を急ぎ、そのための予算をつけるよう求めたのに対し、国土交通副大臣より、河川の整備等の治水対策を一層加速化させ、事前防災を推進することが重要である。河道掘削等の加速化とともに、国土交通省が旗振り役となり、地域のあらゆる関係者が連携した流域治水の取組を推進していくと答弁がありました。近年の度重なる大規模災害の発生を受けてようやく国も本腰を入れてまいりました。先日11月14日には「筑後川水系の河川で土砂撤去実施へ 大雨の防災・減災対策」と題してNHKが報道しております。

国土交通省は、川を流れる水の量を増やして、今後の大雨に対する流域の防災・減災を図るとして、筑後川水系の4つの河川で川岸などにたまった土砂の撤去を進めることになりました。事業費は14億円で、早ければ来年3月に着工し、来年6月までに13万4,000立方メートルの土砂を撤去する計画といたします。

矢部川においても流域治水対策として同様の取組が行われるよう、矢部川流域治水協議会をはじめ、関係会議及び関係機関に対し、八女市も引き続き、国、県と連携した取組を要請していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

流域治水に関しましては、今年度も1月に幹事会、それから、2月に協議会ということで開催をされる予定になっております。以前からもそういう矢部川のしゅんせつだったり、河道確保を要望してまいっておりますけれども、引き続き、そこは要望してまいりたいと考えております。

矢部川、それから、八女市管内の河川につきましては、令和3年度からしゅんせつ工事をやっております。今年度も矢部川で箇所数は2か所で工区数が4工区、それから、星野川で2か所、工区数で2工区の予定、もう既に梅雨前に実施をされているところもございます。矢部川のちょうど白木川との合流点、あそこのしゅんせつ等を行っている状況でございます。これに関しても引き続き県のほうに要望いたしまして、できるだけ梅雨前、出水期前にしゅんせつを完了してもらうよう強く要望してまいりたいと考えております。

○5番（古賀邦彦君）

ぜひとも引き続きよろしく願いいたします。

次に、治山対策についてお尋ねをいたします。

先日11月7日、上陽町で行われた市民と議会の懇談会においても意見、要望が出されております。紹介をします。仏尾から上流は大雨で川が1.5キロから2キロメートルにかけて損壊し、杉が倒れている。現場を見に来てほしい。山も壊れている。森林の管理ができていない上に、私有林を構いなしに切る。森林の伐採のために道を入れるが、短い道ならともかく、何百メートルも造るので、そこが川になり、大規模な災害につながっている。今度の災害は天災と言われるが、半分は人災だと思う。保安林の適正な管理とともに、私有林については八女市からも適正な管理をするよう指導してもらいたい。その地域に住み続けられるために、人災が起きる前にしっかりとした手だてを打ってもらいたい、そういった声がございました。

私も自分の目でまず現場を見る必要があるということで現場に伺いました。上陽町仏尾から上流は川が大規模に損壊しております。隴大橋の上から桑川内の上流部を見てみますと4か所の山崩れが確認できました。

今回の災害は過度な森林伐採もその原因ではないかとの声もありますが、森林の伐採のルールがどうなっているのか、また、その管理は適切に行われているのか、お尋ねをいたします。

○林業振興課長（月足和憲君）

古賀議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず最初に、伐採前とかの森林の管理状況といえますか、今の八女市の現状ということでお話をさせていただきます。

森林資源が本格的な伐期時期を多数の山林が迎えておりますけれども、そういった中にはやっぱり長年材価の低迷とか、また、労働力不足によりまして適切な森林管理ができていなかったというのは事実でございます。

そういったものに対しまして、福岡県、また市としましては、15年以上森林の適切な管理が行われていない山林につきましては、荒廃森林の整備事業といたしまして、間伐等の施業を強力的に行っているところでございます。また、伐期齢を迎えました伐採林につきましては、伐採時、また、伐採後の造林の届出を出していただくことになっております。お手元の資料のほうにも記載してあるとおりでございます。

内容につきましては、伐採面積や樹種や樹齢、また伐採方法、伐採後の造林の方法などが届出の主な義務ということになっております。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

森林には土砂崩れを防ぐ重要な機能があります。しかし、いわゆる乱伐、これが行われると大変な事態になります。

昨年9月12日、お隣、熊本県の八代市坂本町というところで大規模な土砂崩れが発生しております。この地域の住宅地は土砂災害警戒区域にあり、裏手の一部は保安林に指定されておりますが、保安林の先の斜面は指定されていませんでした。しかし、その急斜面を広範囲に皆抜、対象となる範囲の木をみんな切り取ってしまう皆伐が行われ、再造林も土留めの対策もされず放置された結果、作業道が崩壊し、土砂が麓の集落を襲い、甚大な被害が発生しております。皆抜が土砂崩れの危険性を大きく高めると言われております。

私は乱伐についても同様のことが言えると考えます。八女市においてこのような乱伐の実態、これは確認されているでしょうか。

また、保安林でなく、地域森林計画区域以外のいわゆる私有林については、伐採する際、何らかの規制はあるでしょうか。お尋ねいたします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

先ほど伐採届出の内容につきまして御説明を申し上げましたけれども、この伐採届出におきましては、先ほど申しました内容に適合するか適合しないかということで、許可といいますか、届出の適合性を認めた書類を出しておるところでございます。

また、保安林につきましては、福岡県のほうに伐採の届出、また許可を提出していただくことになっておるところでございます。

そういった中で、この主伐におきます伐採につきましては、伐採、搬出の指針によりまして、それを遵守していただくということで皆伐等の作業を行っていただいております。

ございます。

そういったところで、普通林につきまして規制というものはございませんで、そういった届出を遵守しながら、作業される方が熟知して作業に当たっていただくということになっております。

また、この八女市森林整備計画、また地域森林計画の中では伐採面積の上限が決まっておりますのでございます。普通林につきましては、連続して20ヘクタール以上を超えるような伐採を行わない、また、保安林につきましては、水源涵養保安林につきましては10ヘクタール以内、土砂流出防護保安林につきましては、5ヘクタール以内という縛りはございます。

そういった中で、八女市において乱伐が行われておるかということでございますけれども、八女市におきましては、このような面積を超えるような伐採等は行われていないということで御説明させていただきます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

正直、この山の状況が私も全く素人で分からないものですから、ある山師の方に今の山の管理保全の問題についてお伺いをさせていただきました。まず言われたのは、山の持ち主がもう管理をしきらない、手放すという状態がどんどん進んでいる。土地も樹木も一緒に専門業者に処分を任せられると。請け負った業者が樹木を切る場合、再生産ができる単価がないために、切り出して製材までの工程分しか費用がかけられない。再生産を前提とした伐採となると、そうでない場合と比べて1立米当たり1,500円から2千円高くなる。その費用をかせないで、切るだけ切って、あとは放置。その結果、はげ山状態になるとおっしゃいました。

もう一つは、造林についての補助金が福岡県は近隣と比べて少ない、このことも再生産を遅らせている原因とおっしゃいました。

その山師の方はお隣の熊本県八代市で40町歩の造林を手がけられたそうですが、この場合、国、県、市の補助が合わせて100%、つまり個人負担はゼロ。同じ熊本県の上益城は個人負担は1割のみ。大分県も宮崎県も補助率が高いと言われておりました。

一方、福岡県は近県と比べ補助率が低い。八女市で造林を行う場合、国、県、市からそれぞれどれぐらいの補助があるのか、お伺いをいたします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

八女市におきましては、八女市森林環境保全整備促進事業補助金というのがございまして、それに定めております内容としましては、今申されました造林事業に関わる事業費の補助でございます。下刈り、間伐等でございます。

その補助内容につきまして申し上げます。八女市におきましては、国、県合わせての最大

の補助率が68%でございます。それに市が15%を継ぎ足しておるところでございます。最大で国、県、市合わせまして83%の補助をいたしております。そういったところから見ると、熊本県の90%とか、そういったものとは若干少のうございますけれども、福岡県内においては最大の補助ということで森林整備を行っていただいております。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

補助率をさらにアップして再生産を促さなければ、本当に八女の山があっちこっちではげ山になるということも想定されます。そして、そのことが災害発生の元とも言われますので、この点しっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、後継者不足、これも本当に深刻だと伺いました。補助で若い人が来るんだけど、すぐ辞めてしまう、続かない、非常に厳しいところも伺ったところです。

副市長に伺います。

毎年続く豪雨災害、その原因となる山の管理をどうにかして進めていかなければなりません。そのためには、まずは乱伐を抑止し、山の管理が進むような対策を進めていくこと、再生産を促す造林の補助率のアップを図ること、後継者育成に力を入れること。これだけ広大な山林を抱える八女市ですから、福岡県、国とも連携を図り、山の保全が進むようにぜひ取り組んでいただきたい。災害発生を防ぐ次善策としてぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

議員おっしゃられるように、近年、山を見ますとたくさん皆抜されているところがあります。50年、60年前に植えられたときも同じような風景だったのかもしれませんが、当時とは比べものにならないような豪雨が襲ってくるということで、市民の方は大変不安に思っているというのは間違いないことだと思っております。

それとあわせて、おっしゃるように、林業の現状を見ますと、後継者がいない、あるいはこれ以上再生産をするには至らないような状況が続いているということで、私どもも65%の森林を抱えている八女市としては、ここはしっかりやらなければならないところだと思っております。国に対する、県に対する要望もしっかりとやってまいりますし、市としてできる限りのことを進めてまいりたいと思いますので、今後とも御協力方よろしく願いいたします。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

この問題は八女市にとって本当に大きな問題です。今後も引き続き注目をして取り組んで

いきたいと考えております。

次に、八女市における公的医療体制の確保についてお伺いをいたします。

まず、公立八女総合病院再整備計画についてであります。

この問題は、今議会で何人もの同僚議員が取り上げております。なぜこの問題を取り上げるのか、それは、本年9月21日の議会全員協議会に、公立八女総合病院企業団から8月に策定した病院機能再整備計画書が示され、その中で、11月までに国に申請を上げなければならないと報告を受けました。市民への説明の場の確保がどうなのか、企業団を構成する広川町をはじめ、筑後市、久留米大学との協議状況はどうなっているのか、様々な疑問を覚えたわけです。さらには、先日11月15日、おりなす八女で行われた市民と議会の懇談会においても数多くの意見、質問、要望が出されております。そういうことから、それぞれの議員がこの問題を取り上げたわけです。

しかし、市長の答弁は、この問題は極めて専門的な詰めの問題がある、今は久留米大学を柱に関係自治体と協議を行っている段階である、八女市だけでやっていけなくなる可能性が十分ある、筑後地域における公立病院の意義と中心的な役割を市民の皆様にも理解してもらいたいという御回答でした。

そこで、市長にお聞きいたしますが、この問題は、まだ現段階は関係者との協議の段階であり、その調整が終わらないことには前には進まない、そのような状況だと理解してよろしいでしょうか。

○市長（三田村統之君）

公立八女総合病院の問題につきましては、議員の皆様方にも大変御心配をおかけいたしております。今、私どもは何もやっていないということではございませんで、まだ議員の皆様方にその協議の内容をお知らせする段階ではないということでございます。これは議員の皆様だけではなくて、市民の皆様にもそうでございます。結局、公立八女総合病院の20年、30年後の在り方について、今回はしっかりと検討しなければならないと思っておるところでございます。

実は御承知のとおり、高齢化が非常に進んでまいりました。そしてまた医師の不足、看護師の不足、技能士の不足、様々な分野で今、久留米大学自身が大変厳しい今後の情勢を見込んでいるところがございます。久留米大学の管轄にある病院というのは議員も御承知だと思いますが、まず第一に大牟田市立病院、そして、その次に公立八女総合病院、そして朝倉医師会病院、そして筑後市立病院、この4病院がございます。久留米大学も医師の確保はもちろん、施設の充実も図って努力をしておりますが、医療圏という立場からいきますと、八女、筑後、広川は13万人です、対象者がですね。それと、久留米、大川、小郡、いわゆる久留米医療圏、ここは3.5倍になるんです。しかも、なおかつ高齢化が進んでまいりますと、

御承知のとおり、病気も脳卒中、心筋梗塞、不整脈、肺炎等非常に重症化をする。いわゆる手術を成功しても自宅で生活することが非常に困難な状況になります。そうなってくるとベッド数が物すごく必要になります。そういうことで、久留米大学自身、久留米医療圏自身が大きな問題を抱えている。

これは、先ほど申し上げました3病院と連携をして久留米大学が果たす役割、そしてまた、公立八女総合病院が果たす役割、それぞれ久留米大学を中心にしてこの医療圏を守る、確立していく、20年、30年後の、その議論をやらなければならない。公立八女総合病院だけの問題では解決できないんです。

ですから、広川町、あるいはまた筑後市、全然話をしてないわけではございません。私もしっかりやっているつもりでございます。それは、やはり将来のこの医療圏を守る、命を守る、健康を守るための立場からしっかり取り組んでまいりますから、まだ結論が出ていませんが、そう遠くないうちに出せると、出さなきゃいかんと私は思っておりますから、どうぞ御理解をいただきたいと思えます。

長過ぎたですか。

○5番（古賀邦彦君）

ちょっとほかにもいろいろありますもんですから。

先ほど市長から明確に言われました。現段階は関係者との協議の段階、市民に示す段階ではないということで、ただ、私たちは全協でそういう話を聞きますと、やはり市民の皆さんからいろんな問合せ、お尋ねがあるわけですよ。私たちはこの現場、地域に帰れば説明する側になるんですよ。そのときにちゃんとした確かなものがないと示せませんし、逆に議員は何しよっとかという話になるわけですね。ですから、そういうこともありますので、やはりきちっとしたものを出していただいて、そして、この問題で一番大事なものは市民の理解と納得、そして関係自治体、機関との納得、理解、これが欠かせません。これなしに行くことはできませんので、その点ではしっかりと今後の対応をお願いしたいと思います。

次に、八女市東部地域の医療体制の確保について伺います。

医療法人財団クリニックくろぎは、耳鼻科の医療機器が老朽化し、新規購入を検討したが、医療機器が高額であり、患者数の減少から新規購入を断念。本年3月末をもって耳鼻科を閉鎖しております。

全協に示されました経営状況の報告書を見ますと、クリニックくろぎ全体の令和4年度の決算状況では、当期損益が2,342,163円、借入金はずゼロ、預貯金等は23,270千円となっております。確かに医療機器は高額と思われませんが、当期損益が黒字、預貯金がこれだけあるとすれば購入できるのではなかったかと私は思います。

クリニックくろぎは、医療機器購入を断念し、耳鼻科を閉鎖。一方では200億円以上の巨

額を投じて建て替える公立八女総合病院。私はこの2つの病院のあまりにも対照すぎる対応に大いなる矛盾を感じます。

先日、クリニックくろぎの中川院長に事情を伺いました。クリニックくろぎは、平成6年、県立黒木病院が閉鎖された際、地域医療確保のために黒木町が出資し、福岡県や民間からも援助があって、総額1億円ほどの財源を持って開設された公設民営の病院です。平成20年までは2階に入院病棟もありました。今回検討した耳鼻科の新規購入医療機器は購入費が4,000千円ほど。耳鼻科の受診者の減少により、年間900千円ほどの赤字が出ていた。耳鼻科はこれまで赤字が続いていたが、ほかの内科、眼科の黒字分で何とかカバーしてきた。しかし、今後も赤字を解消できる見通しが立てられず、これ以上の財政圧迫は今後の病院経営に影響を与えると判断し、医療機器購入の断念、耳鼻科の閉鎖に至ったということです。

公設民営のクリニックくろぎですが、施設営繕や空調機器の老朽化に伴う大規模な改修は八女市の予算で対応していると聞きました。今回の耳鼻科の廃止に至る経過の中で、クリニックくろぎのほうから八女市に対して何らかの相談はあったのでしょうか、お尋ねをいたします。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

クリニックくろぎの耳鼻咽喉科の廃止につきましては、理事会や評議会の中で協議されて、そういった方向に決まりましたということで報告を受けております。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

クリニックくろぎの耳鼻科が閉鎖されたことにより、黒木町には耳鼻科の病院がなくなりました。令和4年度の経営状況報告書では、年間の耳鼻科受診者が298件とあります。耳鼻科の診療日は週に1日2時間でしたので、1日当たり平均6人の患者さんがおられたと推定されます。その6人の方は黒木町以外の耳鼻科へ移ることになったと見られます。車を運転できる人はいいですが、そうでない人は大変になられたと思います。

クリニックくろぎは公設民営ですので、その経営に直接八女市が関わることはできません。しかし、住民がそこに暮らすためには最低備えられるべき医療体制が必要です。そうであれば、何らかの支援でそれを支える、そのためのあらゆる努力を払うのが行政の役割ではないでしょうか。

今回のように、受診者の減少の中での医療機器の購入という難しい判断が迫られたときこそ、出資者として相談に乗り、必要な助言指導を行うこと、とりわけ福岡県、国に対して支援要請を行うことが必要ではないかと考えます。

副市長にお伺いします。

そもそも平成の大合併を強力に推し進めたのは国であり、福岡県であります。八女市は県内でも北九州市に次ぐ広大な面積を有し、山間部を多く抱える市です。広大なこの地域の住民の医療をどう守っていくのか、1自治体でできることには限界があります。もっともっと国や福岡県にもそれ相応の支援をしてもらわなければいけないと思いますが、その点についてはいかが考えられますでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

医療体制の確保については、これだけ広域で山間部を抱えた八女市に対しては、これまでも御回答してきておりますけれども、大変重要なことだと思っております。

今回の部分については、総合病院という公立病院、それと、地域にありますクリニック、この連携体制というのがまた必要になってくると思います。

今回の耳鼻科の閉院につきましては、クリニックくろぎの中で患者さんとお話しされながら進められてきたと伺っております。こういうときこそ公立八女総合病院の存在というのがありますます高くなってくると思っております。

公立八女総合病院におきましても、中山間医療、僻地医療にもシフトしております。12月1日で僻地医療拠点病院としての指定も受けて、巡回指導、巡回診療等も始めております。そういった形で、東部地域、山間地域の医療体制が落ちることなく、公立八女総合病院としっかり協力しながらやっていきたいと思っております。

そういう意味でも、現時点で公立八女総合病院の機能が低下しているというのは非常に重要な課題だと考えておりますので、現在、公立八女総合病院議会で議論していただいております。この整備体制、どういった手法で結論が出るのかというのは議論中でございますけれども、早急にこの公立八女総合病院自体の医療体制を整えることがクリニックくろぎ、迎春を含め、白木を含めて、星野、矢部を含めた全てのエリアの医療体制を確保していくことにつながっていくと考えております。

○5番（古賀邦彦君）

公立八女総合病院の必要性については理解をしておるところです。

ただ、せっかくあった耳鼻科がこういう形で閉鎖される。しかも、医療機器が4,000千円、年間の赤字が900千円、これはどうにかならなかったのかという疑問を正直に思うわけです。そこに耳鼻科があるかないかは大事なことだと思います。

クリニックくろぎにはあと眼科と内科があります。眼科も診療日は週に1日、しかも午前中です。経営状況の報告書を見ますと、年間の受診者が913件おられます。ということは、1日当たり平均18人から19人の患者さんが眼科を訪れて診療を受けているということになるわけです。黒木町には、このクリニックくろぎの眼科以外には眼科の病院はありません。

仮に眼科が今回と同じような状況になった場合、どうなるのかと心配をします。ぜひとも東部地域の中心である黒木町、その黒木町の公的医療体制の確保のためにあらゆる努力を払っていただくよう強く要請いたします。

あわせて、特に東部地域については病気にならないための予防医療、健康診断体制の一層の充実に特に力を入れていただくよう強く要望いたしまして、次に入らせていただきます。

小中学校の教育環境についてです。

まず、小中学校のクラス編制について伺います。

先日、11月15日に開催した市民と議会の意見交換会、おりなす八女会場においてある中学生の保護者の方から要望が出されました。南中学校に子どもが通っているが、41人の2クラス編制になっている、子どもたちが狭い環境に詰め込まれている、まさに息が詰まる状況。ぜひとも3クラスにしてほしい。子どもから、市民と議会の意見交換会に行って、これだけはやってくると言われたとおっしゃいました。そして議員には、中学校現場を見てもらいたいという要望も出されたところでした。

執行部にお尋ねします。

1学年82人の中学校ですが、なぜ2クラスなのか、お伺いをいたします。

○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

議員お尋ねの南中学校の82人というところがございますが、南中学校の1学年のことだと思われまして、こちらにつきましては、普通学級の生徒が77名、それから特別支援学級の子どもが5名ということで、合計82名になります。

こちらで、通常は普通学級で77名のクラスを2つに分けて授業を行うわけなんですけれども、お聞きしますと、書道の時間だったということで、特別支援学級の子どもさんたちとの交流の時間、書道がその時間だったと。体育とか、そういうときも交流があるのかなということで考えますが、そのときに40名を超えて授業されたと。そのときでございますので、通常は77名、40人で1クラスでございますから、77名の場合は2クラス、それから特別支援学級1クラスということになります。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

南中学校は私の住む校区の中学校でもありますので、先日、校長先生、教頭先生に事情を伺いに行きました。保護者が指摘された1学年の教室を見せていただきました。教室の中に41人分の机が並んでおります。一番後ろの机は教室の後ろの棚に引っつくかのように並んでおります。それだけ机がびっしり並んでおりますので、学生かばんや道具類を机の横に置けば人は通れません。そのため、隣の空き教室にかばんや道具類を置いている実情です。授業

ではタブレットを使いますが、机の上にタブレットとノートが並べて置けないために、机の前方に取り外し式の枠をつけておられるんですが、この枠をつけている間は前の人は椅子から立ち上がられない、そういうスペースです。さらに、人数分のタブレットの保管棚を教室の中に設置するということから、教室の前方、黒板の右側に本来は備え付けられている組立て式の給食の配膳台、ここの場所にタブレットの保管棚がどーんと備え付けられております。そして教室の前の黒板の左側には大型の電子黒板があります。ただでさえ狭い教室がさらに狭く圧迫感を感じるほどでした。配膳台は教室の中に置けませんから、廊下側に並べられておりました。

委員会からいただいた資料を見ますと、こういう状況は南中だけではありません。福島中の2年生は42人が2クラス、41人が1クラス、要するに、机が並んだ状態があると見て取れます。また、西中の3年生はさらに1つ多い43人の2クラス、1つのクラスに43個の机が並んでいる、そういう実態になっております。

こういった教室の教育環境について執行部としてはどのように考えておられるのか、伺います。

○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

議員おっしゃるように、40人学級で教室が狭いという状況を申されました。私も先日、西中学校の学校訪問がございましたので、そちらの方に伺って教室の状況というのを確認しました。確かに多くの生徒さんたち、特に3年生とかは体も大きくなるし、こちらのほうまで座っている状況というのは見て取れました。

教室の大きさをちょっと申し上げますと、昨日別の議員のお尋ねがありましたので、全国的に64平米が1教室の平均の大きさだと。八女市におきましては、確認しましたところ、旧八女市は67.5平米ということで、福島中、西中も南中も見崎中も67.5平米ございまして、どこでも50センチは教室が広いという状況にあります。全国的に見てそういう状況にございますので、教室について、今のところで特に狭いと八女市が思っているということではないと判断しております。

○5番（古賀邦彦君）

やっぱり現場を見ますと、なかなかそうは思えない状況があると私は思います。これをどうにかして2クラスを3クラスにすることはできないかと思うわけですが、2クラスを3クラスにする場合にクリアしなければならない課題、これについてはどういう問題があるか、簡潔でいいですからお答えいただけますでしょうか。

○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明します。

簡潔にということですので、クラスを分けるということになりますと、当然、学校の先生が必要になります。よく質問いただきますように、学校の先生が今いないという状況で、クラスを分けますと、そこに免許を持っていらっしゃる担任の先生を充てることはできないということになりますので、単純にクラスを分けるということは不可能に近いということでえております。

○5番（古賀邦彦君）

本当に何人かの差でそれが3クラスになるという、同じような資料を見ますと、福島中あたりは計算してみますと1クラスもう一つ多いもんですから、30人以下ぐらいになるわけですね、ぐーんと。教育の環境が全然違うわけですよ。

これは、いわゆる令和3年の義務標準法、委員会御存じと思いますが、この一部改正によって、小学校では令和3年度から令和7年度にかけて段階的に35人学級、これが今進行しております。この法律が決まった際に、衆議院と参議院の両院の文部科学委員会が附帯決議をつけております。その中には、政府は少人数学級の効果、検証結果等を踏まえ、中学校35人学級の検討を含め、学校の望ましい指導体制の構築に努めることと附帯決議を上げております。

我が党の中央機関紙しんぶん赤旗の調査にもよりますと、ちょっと前の資料にはなりますが、2年10か月ほど前ですが、中学校に限ってみれば、全国11の道県で中学校1学年を中心に県独自の判断で35人学級を実現している。高知県に至っては1学年のみ30人ということで行われているようです。香川県の教育委員会の担当者の方は、1人1台の端末を使った授業や学習指導要領の協働的な学びで求められているグループ討議をする上で、40人では教室が窮屈と判断しましたと答えておられます。

教育長にお尋ねします。

国の基準は確かにあります。しかし、その中でいかに工夫して改善を図るか、必要ならば未来への投資を行う、そのための努力を払うことが一番大事だと思います。ぜひとも八女市でも子どもたちが落ち着いて学習に集中できる環境づくりのため、福岡県にも働きかけながら、場合によっては自治体の単費を投じてでも学級編制を緩和することができないでしょうか。いかがでしょうか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

まず、学級編制につきましては、御承知のとおり法律によって決まっております。ですので、40人を超えた場合に2クラスになると。今、小学校4年生まで35人学級ですけれども、本当にある意味理不尽といえますか、1人増えると3クラスになって、足りない40人の2クラスになるとか、そのぎりぎりのところがやはり一番きついところだと思っています、正

直なところですね。先ほど課長申しましたように、やはり子どもの発達段階によっても随分違いますので、体格も違いますから、なかなか一概には言えないと思っています。

ただ、先ほど言いました八女市の67.5平米というのは、大体65平方メートル未満が全国の約7割です、全てですね。あとそれより多いのが3割というぐらいで、基本的にはやはり64平方メートルぐらいが平均となっています。

我々の頃は45人学級だったんですよ。その前は昭和33年だったでしょうか——に国が人数を決めるまでは1学級平均60人ぐらいだったそうです。それが同じ教室に入っていたということになります。

ただ、やはり一番今狭く感じるのは、先ほど議員おっしゃったように物が増えているんですよ。だから、子どもたちのもともとの机では狭くなりましたので、平成11年に規格も変わって少し教室の机も広がっています。それに加えてG I G Aスクール構想で、これはいいことなんですけれども、タブレットが開けない、教科書が同時に開けないということで、ここに付け足しのですよね、あれは工夫としてやってくれています。そうすると余計狭くなります。先ほどこれも言われましたけれども、それに電子黒板が入った。そして充電する保管庫、これを廊下が広いところは廊下に置いている学校もあります。そういった形でだんだん物が増えてきて、教室のもともとの広さは変わらないんですけれども、教室の中身が密度が高くなっているといえますか、そういう状況になっていると思っています。

それと、教員のいわゆる学級編制についてですけれども、これは国が標準を定めて、県が基準を設定します。そして、市で子どもたちの実態に合わせて柔軟に対応して構いませんよとなっています。

ただ、先ほど申しましたように、例えば中学校の学級を1つ増やすと、教員の数の問題もありますし、ただ増やしただけでは、県がやっているわけじゃありませんので、八女市がやる場合には教員の定数がつきません。となると、教員1人当たりの持ち時数というのが——持ち時数を基に配当がありますので、持ち時数がとても増えたりすることもあります。だから、そういったことで、教員に余裕があるところは増やせますけれども、八女市自体としてやるということはなかなか難しい。

ただ、八女市の場合は工夫もしております、例えば、市の少人数という人たちを市独自で雇っていただいています。これはみんな免許を持っておりますので、いざというときには小学校なんかの場合は分けてできるとか、中学校の場合は教科担任ですのでなかなかそうはいきませんが、そういったことも可能ですし、定数につきまして、また次に来るんでしょうけれども、義務教育学校なんかは校長の分を教員でもらったり、養護教諭の分を教員でもらったりして定数が増えています。そういったところは、例えば、矢部清流学園にしても小学校の複式をそれで解消しています。だから、そういった工夫というか、そういったこ

とはできますけれども、引き続き要望をしまいたいと思っています。

○5番（古賀邦彦君）

ちょっと時間が押してきましたので、幾つか省かせていただいて、小中学校校舎最上階の温度管理の問題ですね。私、9月議会でも取り上げましたが、実態としてどれぐらいの設定温度との差があるのかと非常に気にしております。来夏に向けて、大変でしょうけれども、ぜひ調査していただけるように御検討をお願いしたいと思います。

それともう一つは、これも9月議会で申し上げましたが、災害の頻発化、大規模化に伴って、小中学校体育館への避難というのが十分想定される状況にあります。

そういう中で、文科省が今年度から3年間という限定ですけど、公立の小中学校、義務教育学校などへの体育館、屋内運動場に空調を設置する場合、補助率を3分の1から2分の1に引き上げております。その工事費上限額は70,000千円まで出すということです。やはりこういった国がせつかく予算をつけておりますので、この機会を逃すことはないと思っております。市民が安心してそういった災害時等に避難できる場所、そこにやっぱり空調、どうしても今の時代は欠かせないと思っておりますけれども、ぜひご検討をお願いしたいと思います、最後をお願いいたします。

○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

議員おっしゃるように、国が改修の交付金を2分の1にしているということは承知しております。こちらにつきましては、条件がいろいろございまして、まず、エアコンをつけるだけではなくて、その断熱性の効果のある附帯工事といえますか、そういったことをしないと補助金は出しませんよということになっています。

具体的にいいますと、エアコン以外にガラスを複層の二重サッシにするとか、天井の断熱材をまた余計に入れるとか、数々のそういう条件がありまして、実はこれは昨年度に体育館のエアコンとかを設置した場合、どれぐらいの金額になるのかということで見積りを取ったものがございます。こちらにつきましては、ちょっと簡単にいいますと、エアコン単体がまず50,000千円ですね。それから、先ほど言いますように、断熱効果を上げるために附帯工事をすると大体20,000千円ぐらいかかるだろうと。それにキュービクルといまして、電圧を高圧のやつを低圧に変えて、各学校で分割して使うんですけれども、体育館にエアコンをつけるとかなりの電力を使うので、そういうキュービクルを取り替えるとか、そういう工事が多分10,000千円ぐらいかかるだろうと。そこにランニングコストですね、電気代、それから、エアコンのみの電気代と保守をすると年間に5,000千円ぐらいかかるだろうと。これを合わせるだけで85,000千円から90,000千円ぐらいになります。

こういった工事を2分の1いただけるとしても、どこかだけということはなかなか不可能

で、学校を平等にしたいという思いは当然ありますので、全ての学校ですると数十億円という金額になりますので、そう簡単にはいかないのかなど。思っておりますのは、体育館自体を全部改修するとか、新設するという時期に、そういうことの検討はすることが可能なのかなということで考えています。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

なかなか検討すれば検討するほど厳しいところもあるかと思えますけど、せっかく国がこういう形で備えておりますので、これは十分に検討して、災害の多いところから優先にでも構わないので、エアコン設置ができればということでぜひ御検討をお願いしたいと思えます。

いろいろちょっと時間の都合ではしよったところがありましたけれども、引き続きまた取り組んでまいります。どうもありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

5番古賀邦彦議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時9分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第2 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第2. 議案審議を行います。

議案第84号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

お聞きしますけれども、この中に秘書広報室、当然、室長になるとは思いますけれども、この方の待遇、部長待遇でしょうか、いかがですか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

秘書広報室長におきましては、部長級ということで考えてございます。

以上です。

○1番（高橋信広君）

資料の組織機構図、これについて少しお聞きいたします。

まず、企画政策課、脱炭素社会推進係でありますけど、従来でしたら、これは環境課の環境保全・政策係の仕事、その中で脱炭素に集中してやる、この辺りの意図と考え方、仕事の内容というところを教えてください。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

脱炭素社会推進係の部分でございますけれども、これにつきましては、エネルギー関連事業によって脱炭素社会の実現を進めるということで、環境に負荷をかけない持続可能なまちづくりを推進するための政策、それから企画調整、こういったことが主な業務になるかと考えております。

それから、再エネ、省エネ、EVの導入といった政策につきましては、環境保全だけじゃなくて、防災、それから経済、健康、教育など、幅広い分野に及んでいるものと考えております。

また、エネルギー政策につきましては非常に専門性も高く、関係機関であったり、事業者等との調整、こういったことも非常に多いというふうに聞いておりますので、専門的な係を設けて円滑な対応を図るべきと考えているところでございます。

以上です。

○1番（高橋信広君）

ということは、八女市地域エネルギービジョン、これをベースに仕事をしていくということと、もう一つ、これは環境課との関わりというのはどうなっていくのか、これがありましたら教えてください。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

当然、これまで環境課のほうで業務を行ってきておりましたけれども、政策的な部分、それから企画調整が必要な部分ということで、企画政策のほうに移管をするものでございますけれども、環境の部門と切れるということでは考えておりません。

以上です。

○1番（高橋信広君）

もう一つ企画部のほうで、商工・企業誘致課と、これは名前も新しくなっておりますが、その中で特に特産品かな、いわゆる企画部に入ったことと、新設されたことと、それから特産品の考え方と実際の特産品係の仕事内容、これについてお聞きいたします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

商工振興と企業誘致を統合という形にまざるはすけれども、この点につきましては、まず関連のある商工業、それから企業誘致を同一の課で業務を遂行するということによって、人員もそうですけれども、常時連携を図ることができて、効率のよい事業展開が期待できるということが言えるかと思っております。

それから、特産品係でございますけれども、これにつきましては、まず伝統工芸につきまして、総合計画にもありますけれども、伝統工芸の技術と魅力あふれるまちをつくるという目標の中で、ただ、後継者の問題であるとか、非常に厳しい状況であるということを知っております。その中で、商工・企業誘致課の中に特産品係を移管、その中で、ふるさと納税の業務、こういったことも行って、八女の特産品の開発、それと併せまして伝統工芸品の振興であったり、地場産企業の育成を図るという意味でも体制の強化が図れるものと考えているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

1点お尋ねいたします。

福祉課の中に、今回、福祉相談係というのが設けられておりますけど、これは非常にありがたいと思うんですけど、相談を待っている住民の方、これは東部の支所にはないわけですね。東部の方たちの相談は、基本的にどんな形でこの係は対応されますか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

まず、福祉相談係の関係でございますけれども、これは本庁に新設をするということでございます。

基本的には、福祉関連の相談につきましては、子どもさんから高齢者の方までということで、相談内容も非常に幅広いということがあって、相談者にとってはちょっと分かりにくいものになっているだろうと考えております。

今回、福祉の総合的な相談窓口をつくることによって、まず入り口の段階を整理しまして、適切にそこで完結するもの、関係部署へおつなぎをして対応するものという区分けをすることによって、よりよいサービスの向上を目指すものでございます。

それから、支所の問題でございますけれども、当然、支所にもそういった職員の配置も今後考えていきますので、各支所での相談体制というのは構築をしてみたいと考えております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

この生活支援係というのも、本庁一本で、そこからいろいろケースワーカーさんたちは矢

部なり星野なり行っていらっしゃるんですね。そういった各支所を重層的にやってもらう、この福祉相談係ができることで、本当に現場——今おっしゃるように、いろんな重層的支援を含め、課題がたくさんあるんですね。そういったことで、今おっしゃったように、ぜひそういった東部への配慮、これもお願いしたいということを要望しておきます。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第85号 八女市国民健康保険事業保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○11番（田中栄一君）

85号の内容について、ちょっと分からない部分がありましたので、御説明をお願いしたいと思います。

まず、現行条例は保険給付費に要する費用に不足を生じたときに支払うための基金だと認識しております。提案理由では、国民健康保険事業に必要な場合に基金の処分ができる、要するに全ての費目にわたって充当することができるかと解釈はしておりますけれども、なぜ費用全般に処分することができるようにしたのかがちょっと私自身の頭の中で混乱しておりま

す。そこら辺の説明をお願いいたします。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

今回の改正でございますけれども、国民健康保険事業につきましては、ここ2年は財源不足のために税率の引上げと同時に基金の取崩しを行っているところでございます。

保険給付費の財源につきましては、県から全額、保険給付費等交付金といたしまして交付されておりますが、八女市の医療費等の保険給付の支払いが足りないといけないので、毎年、県の保険給付費等交付金を多めに受け入れまして、翌年に実績で返還するという流れになっております。

ここ数年の財源不足については、保険給付費等交付金返還金が大きかったことが要因となっておりますので、保険給付費等交付金返還金が保険給付費に要する費用と整理しておるものでございます。

事務の手續が県を介するようになっておりまして、実際には基金の取崩しについては保険給付費に充てられているものでございます。事務の手續が変わっておりますので、今回、改正しているものでございます。よろしくをお願いいたします。

○11番（田中栄一君）

県が連合体になってそういう給付費の交付をやっておりますので、そこら辺については、今までの給付費に対する部分は、もう用が足りたと理解すればいいと思います。なおかつ、返還金の部分がこの給付費からの充当という形にはなかなかならないという思いもしておりますけど。

それと、次に、今までは100分の10を積み立てなければならないと規定しておりましたが、それが外れております。要するに、予算によって積み立てますよと。ということは、予算がなければ積み立てない年もあるという理解になると思いますけれども、給付費が幾ら県から来るといっても、緊急にしなければならない。要するに、県からの交付は多分年度末ぐらいになると思うんですけども、そこら辺、例えばインフルエンザとかが流行した場合に、以前はこの給付費を取り崩して支払っておりました。そこら辺がどういう形になるのか、ちょっと給付費に不足が生じるということはないんですか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

給付費の不足に対しましては予測をいたしまして、今回も補正でこの後、上げさせていただくんですけども、前もって幾ら足りないというのを予測しまして、それより多めに交付金を県のほうに請求するようにいたしておりますので、県のほうから交付金がまいりますので、不足が生じるという事態は起こらないようになっております。

○11番（田中栄一君）

少し安心しました。

次に、積立ての関係ですけれども、今回、第2条では予算をもって定める額ということで、議決が必要な部分ですね。要するに、今までの第3条はそのまま残っておりまして、翌年度に繰り越さないで行うことができるという条項は残っております。これの第2条と第3条のこの部分についての関係、整合性というのがどう捉えたらいいのかというのがちょっと分かりませんので、どう捉えられているのか御教示願いたいと思います。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

まず、積立てについては、議員さんおっしゃられますように、予算化をして積み立てるといって行っていきます。

3条につきましては、現行どおりということでございます。いわゆる決算の余剰金が出た場合に、予算を返さなくてできるという規定でございますので、そこはそのまま条項として残しておりますから、そういった取扱いをするケースもあるということで御了解いただきたいと思います。

○11番（田中栄一君）

実質収支表に基づく基金積立ての中で、議会のほうには諮るという形になると思います。分かりました。質疑を終わります。

○議長（橋本正敏君）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成でございます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

ちょっとお尋ねしたいんですけれども、出産に対して、所得割、均等割の減免を行うという内容だろうと思っておりますけれども、ちょっと調べてみますと思ったより複雑のようですので、ちょっと説明を再度お願いします。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

今回の改正内容は、出産する本人に係る産前産後の期間の保険税の免除となっております。こちらは1月1日から施行される予定になっております。

単体妊娠につきましては4か月間、多胎妊娠につきましては6か月間の所得割、均等割を免除するという内容になっております。

対象となる方は国民健康保険の加入者の方で、出産予定日または出産日が令和5年11月以降の方になります。

対象となる期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間、対象の月数は先ほど申しましたとおり、単体妊娠の方の場合は出産月の前後2か月間、多胎妊娠の方は前3か月間となっております。

対象となる国民健康保険税は、医療基礎分と後期高齢者支援分と介護分の所得割と均等割の対象月分の全額ということになっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

施行が来年の1月ということのようですけれども、例えば、今月出産をしたとします。該当しないような気もしますし、該当するような気もします。どうでしょうか、該当しますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

該当いたします。

11月以降の方は該当するようになっておりますので、該当いたします。

○19番（森 茂生君）

双子さんの場合、そしたら10月出産でも該当するということでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

10月出産の場合は該当いたしません。

11月に出産されれば、産後期間が1月、2月分が対象になりますけれども、10月になりますともう産後2か月が年内で終わってしまいますので、対象にならないこととなります。

○19番（森 茂生君）

ちょっと改めて考えます。

そしたら、先月、11月生まれは該当しますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

11月生まれの方は産後期間が該当することになります。

○19番（森 茂生君）

この場合、届出をしなければなりませんか、それとも、しなくていいでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

申請についてでございますけれども、基本的には世帯主からの届出申請に基づいての免除を行うことになっております。

ただ、出産被保険者等の属する世帯の世帯主が届出申請を行っていない場合であって、市町村が届けられるべき事項を確認することができる場合には、職権で産前産後の保険税免除措置を行うことが可能とされておるところでございます。

ですので、母子健康手帳ですとか、出産育児一時金のリストによりまして、届出漏れが確認できた場合には、職権により免除を行うものとなっております。

○19番（森 茂生君）

結局、届出をしなければならないということですかね。はっきりちょっとお答えください。

○健康推進課長（末廣英子君）

基本的には届出申請ということになります。

○19番（森 茂生君）

ある程度というか、ほとんど把握はできているはずですよ。当然、その前に出産一時金とか、母子手帳ですかね、あらかじめ把握はできているかと思えます。

あと、ちょっと調べてみましたら、沖縄市とかはこども相談・健康課へ妊娠届出をされている方は届出不要ですと。中津市の場合も届出原則不要です。長岡京市、出産一時金の支給により出産の事実が確認できる場合は届出不要ですと、こういうのがいっぱい出てきます。ですから、そちらで確認できる場合、届出をしなくてもいいですよ、その他、別個に例えば引っ越してこられた人とか、そういう場合は当然、届出しないと行政が把握できませんけれども、行政が把握できる部分については届出はしなくてもいいですよ、よそでやっているんですから、そのようにしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

事務手続につきましては確認させていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○19番（森 茂生君）

確認といひましても、もう既に届出不要ですよということ、よそでやっているわけです。法的に全く問題はないと思えます。

ただ、そちらの政治姿勢といひましようか、もうほとんどの場合、届出制ですよとなっておるのは分かります。しかし、この前の給付金の場合も把握されている場合は、もう届出なくとも行ってきていると思えます。ですから、届出なしに願ひしたいんですけども、いかがでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

届出の申請の部分を残しておりますのは、出産予定日が決まった段階で申請ができるようになっているものでございますので、出産後、母子健康手帳ですとか一時金については、後のほうになってからしか分からないことでございますので、予定日が決まった段階で申請ができるように、届出の部分も残されているものでございます。

○19番（森 茂生君）

もうこれ以上言っても無駄ですので。

それで、こちらで把握している分が、届出がなかった場合、先ほど言われましたように、その場合は申請を促してでも申請をするようにしていただきたいと思えますけれども、この点いかがでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

届出が漏れている場合については、職権で手続をさせていただきます。

○19番（森 茂生君）

その点、よろしく願ひしておきます。

1つは、その権利といひか、減免の対象者が途中で転入された、あるいは逆に八女市から出ていかれた、その場合も該当するかどうか、お尋ねします。

○健康推進課長（末廣英子君）

その場合も該当するようになっております。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

もう一つちょっと疑問に思ひうのが、当然、あるところでは基準額を超して限度額に達している場合は減免にならない場合があるといひことを言われております。そういう場合どうなりますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

すみません、今そこを確認できておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思えます。

○19番（森 茂生君）

後で確認、お知らせをお願いします。

最後ですけれども、当然、ホームページなんかには掲載されるかと思えます。そのときに、やっぱり正確にといひましようか、いろいろ見てみますと、1つだけ気になるのが、人工中絶の場合、該当するかどうか、お尋ねします。

○健康推進課長（末廣英子君）

中絶の場合も、出産とは妊娠85日以上の出産のことを申しまして、死産、流産及び早産の場合も含むとなっておりますので、該当することになっております。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

実はいろいろ見てみますと、あるところでは死産、流産、早産を含みますと、ただなっています。ほとんどの場合は、その中に人工中絶も入っているんですけれども、ホームページに抜けているところがあるんですね。たまたま見た人が、人工中絶したからうちは該当しないと思われる可能性がありますので、ぜひホームページでは親切丁寧に分かりやすいような表示で、漏れなくきちっと皆さん方に掲載をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。ちゃんと表示していただけますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

こちらの議案が承認されました後で、ホームページを公開するような予定になっておりますので、きちんと分かりやすいように表示をいたしたいと思えます。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成でございます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号 八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号 八女市営住宅設置条例及び八女市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

お聞きします。

この現行と改正案を見比べますと、改正案には納楚団地、平塚団地が削除されております。納楚団地におきましては消防署、予定でしょうけども、そういうふうになっております。こ

の平塚団地が省かれた理由はどのような理由でしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

まずは、現在の民間住宅、民間賃貸住宅の状況、また、新築住宅や新築アパートの建設状況、また、市営住宅の入居希望者の減少、こういった本市を取り巻く状況は変化してきているのが一つでございます。

また、昨年度、市営住宅の長寿命化計画を策定する中で、今後、八女市において必要な管理戸数を推計させていただいたところ、現在、ストックしています住宅戸数で、今後10年間は賅えるという推計結果が出ました。

こういうことから総合的に検討いたしまして、平塚団地につきましては、建て替えに今後必要であろう事業費を、今現在ストックしております既存団地への維持修繕等に充当いたしまして、既存の建物の長寿命化を図ることのほうが、入居者の利便性、居住性の向上につながって、入居率の向上にも寄与するものと考えまして、今回、平塚団地について建て替えではなく、用途廃止のほうに方向転換をさせていただいたため、今回、条例を提案させていただいているところでございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

お聞きします。

平塚団地の今の面積、何平米ありますか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

今、平塚団地として市営住宅で財産台帳に上がっている面積につきましては、約5,914平米でございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

副市長にお聞きします。

それだけの土地、場所はナフコの南側、橋も広く架け替えられております。これだけの土地が便利なところに空いておるわけですね。松尾副市長お願いしますけれども、これを早急に、やっぱりこれだけの遊休地、町なかですよ。この遊休地がありますので、5,000平米を超えるようなしっかりした土地があります。橋も広い橋に架け替わっております。ぜひこれをいろいろ企業でも結構ですけれども、ぜひホームページ等々に出していただいて、やっぱり知らせると、そういうふうな考えはございますか、いかがですか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、大変有効な土地だと認識しております。経済効果が高まるよとか、市民の皆さん方の利便性が高まるよとか、様々な点で検討いたしまして、有効に活用していきたいと考えております。

○14番（牛島孝之君）

管轄は松崎副市長でよかったですか。なら一応、松尾副市長にも同じようにお聞きします。

とにかく、やっぱりこれだけの土地ですよ。場所はナフコの前で、橋も狭かったけれども、広い橋に変わりました。ぜひホームページ等々において本当に全国に知らせていただいて、探してある方はおられるはずですよ。ぜひよろしくお願ひしますけれども、それについて松尾副市長一言お願ひします。

○副市長（松尾一秋君）

大切な財産でございますので、有効に活用して、努力を精いっぱいさせていただきます。以上です。

○19番（森 茂生君）

60歳未満に引き下げるということで、私は大変大切なことであり、空き室解消には非常に有効だと思っております。

それから、障がい者の関係で、同居親族要件を緩和するということになってはいますが、どのような緩和が行われるのか、ちょっと不明ですのでお尋ねします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

現行、身体または精神上、障がいがある方につきましては、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができない方については、原則同居親族がなければ、入居申込みができないという現行でございます。こちらに関しまして、今回この条項を削除いたしております。ですので、どういった方でも入居申込みができるということでございまして、こちらに関しましては、障害者差別解消法の趣旨を踏まえたものでございまして、障がい者とほかの者との機会の平等を図るために、入居の機会の確保に努めたものでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

これも大変大切なことだと思っております。

それから、県の県営住宅を見ますと、令和5年4月から60歳未満の単身の方もいいですよということになりましたので、それに合わせて改正をされたのか、そこら辺を独自に判断されたのか、お尋ねします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

今回の改正につきましては、一つは八女市の市営住宅の入居状況を見たときに、空き室がやはり20%程度ある、こちらをどうにか対策をしていこうということと併せまして、一般質問の中でも御議論いただいておりますけれども、入居者負担であります浄化槽の清掃費の課題がございましたので、その観点からも入居者を確保していきたい、こういう思いから、今回、改正をさせていただきましたが、県の条例についても参考とさせていただいたところでございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

大変前向きな政策だと思っております。

例えば、県の場合、60歳未満の方が入居される場合、保証人はいいですよとなっております。八女市の場合、60歳未満の方が入居を希望される場合、保証人が立てられない場合はどうなりますか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

八女市の連帯保証人については、必ず取っていただくようお願いしているところでございまして、やはりこの連帯保証人というのは、滞納家賃の肩代わりでありましたり、入居の方が不測の事態が起きたときの緊急連絡先としてやはり必要であるということで、八女市といたしましては連帯保証人のほうをお願いしているところでございます。

御質問の、連帯保証人の方が見つけられないという場合につきましては、現在、社会福祉協議会が実施しております居住支援サービス、こちらのほうを御案内して、連帯保証人の方が代わりになるようなもので対応しているところでございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

そしたら、連帯保証人がもしどうしても見つからない場合は、そのような処置をされて、早く言えば保証人を見つけれない人でも入居できるということで理解をしてよろしいんですか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

そのとおりでございます。

○議長（橋本正敏君）

先ほど森議員から質疑ありました答えを、ただいまから健康推進課長が申すそうでございますので、よろしく申し上げます。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

限度額を超えていた場合に、限度額のままかということでございますけれども、世帯主の夫などが限度額を超えていましたら、妻の分を減額しても限度額のままになる場合がございます。条例に関しましては、22条の3項の最後の括弧書きの部分にそれを記載しております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

減免にならない場合があるということで理解していいんですかね。

○健康推進課長（末廣英子君）

その解釈のとおりでございます。

○18番（三角真弓君）

第88号に対してお尋ねをいたします。

かなり前、築69年、平塚、納楚のそういったことで解体にもなっておりますし、納楚は消防本部の設置ということでなっておりますけれども、大分前、住宅の審議会のほうに入っておりますときに、先ほどの平塚は新たな住宅を建てるということで、その当時は伺ってありました。今回、今までの説明で納得をいたしました。

今回の60歳未満で単身であっても入居ができるということは、非常にありがたいことではありますけれども、残された既存の住宅で賄っていくという長寿命化計画の中で、障がい者とか高齢者、要はこういった障がい者、高齢者の方々に優しい配慮したエレベーター設置とか、そういったものを今後早いうちにこの計画の中に盛り込まれていかれるのか、その点どうでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

高齢者、障がい者の方に安心して住んでいただきます市営住宅につきましては、長寿命化計画の中に方針を定めておりまして、既存のストック住宅については、可能な範囲におきまして、また将来にわたって住宅を建て替える際には、高齢者、障がい者に配慮をいたして対応していかなければならないということになっておりますので、これに基づいて今後、整備改修をやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

今全部で908戸、これは令和5年の8月末、9月議会での質問に対しての資料として出させていただいております。この中に、障がい者が暮らせるのに十分なスペースを持った、戸数というのは今現在でどのくらいございますか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

現在、スロープなど、住宅内の段差解消を図っておる住宅につきましては、44団地のうち7団地、戸数的には51室を確保しているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

部長にお尋ねをいたします。

今回は築69年ということもございますのと、今後、納楚にしても、平塚も、特に平塚は今からどう使うかということになるでしょうけれども、それ以上の築年数とかがございます。既存の住宅でやっていくということの答弁ですけれども、今、築70年とか、築68年とかいうところに1人とか3人とか住んでいらっしゃる。そういったものは、耐震的なものも含めどのような対応を今後していかれるのか、部長にお尋ねします。

○企画部長（馬場浩義君）

お答えいたします。

先ほどから課長もお話をしておりますが、長寿命化計画を昨年度策定しております。その中で、それぞれの住宅についての状況等を調査しているところです。

今後、その長寿命化計画の中で、個別にその住宅の必要性に合わせて対応を図っていきたいと考えておるところです。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

今聞いたのは、そういう築が古い住宅に関しては、要するに既存のもので今から対応するというんですけど、耐震的に無理ですよ。そういったものを建て替えるのか、あるいは、修復するのか、もうなくすのか、そういったことまで計画はございますか。

○企画部長（馬場浩義君）

先ほど申しましたように、具体的に言いますと、改修でできるものと建て替えというものが必要な部分については、個別にそれぞれの住宅に合わせた対応を図っていきたいと考えております。

○18番（三角真弓君）

最後になりますけれども、今非常に災害が毎年続いておりますし、安全・安心な暮らしのためにこの市営住宅の確保というのが大事になってくるともある面では考えられると思っておりますので、そういう中で本当に入居者が増えていくことということが公営費に関しましては非常に助かることでもありますので、ちゃんと住まいを確保して、安心・安全、特に危険な場所に住んでいらっしゃる単身の高齢者等もございますので、そういったことでの連携を図って、以後、進めていっていただきたいということを要望しております。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

13時5分まで休憩します。

午後0時5分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

議案第89号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

お聞きします。

この入札、何者ほど入られて、当然最低価格がこの契約者だろうと思いますけれども、何者入られたのか、お願いします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

指名競争入札を行っております。指名業者については4者でございます。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

これについてもお聞きしますけれども、指定管理者として何者ほど手を挙げられたのか、お願いいたします。

○上陽支所長（石橋 武君）

お答えいたします。

今回の指定管理の応募は1者でございます。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号 八女中部衛生施設事務組合の共同処理する区域の変更及び八女中部衛生施設事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第93号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は、議長を除く21人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

先例のとおりという発言がございました。先例のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

それでは、先例に従い、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第94号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号 令和5年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第3 花宗用水組合議会議員の選挙

○議長（橋本正敏君）

日程第3. 花宗用水組合議会議員の選挙を行います。

花宗用水組合議会の八女市選出議員数は、組合同約第5条の規定により13人となっておりますが、第6条において、そのうち1人は市長をもって充てる旨規定されておりますので、12人の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決しました。

花宗用水組合議会議員に平島修氏、小野欣二氏、丸林繁美氏、江寄文生氏、今里光昭氏、椀勇人氏、溝口喜之氏、増永義博氏、溝田繁雄氏、元村信昭氏、小川一彦氏、徳永和夫氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました12人の方を花宗用水組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12人の方は、花宗用水組合議会議員に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、後刻、当選告知を行いますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会となります。

会期日程に従い、12月11日からは委員会となっておりますので、審査のほどをよろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時15分 散会